

2020年11月16日

防火壁装講習会 講師養成のための試験問題

第1問

防火施工管理ラベル(壁装ラベル)と防災ラベルそれぞれの、表示及び管理等の規則の根拠となっている法令と所管官庁を述べなさい。

壁装ラベル＝法令名() 官庁名()
防災ラベル＝法令名() 官庁名()

第2問

壁装ラベルを貼付する理由として、下記の回答の中で正しいと思われるものに○印をつけなさい。

- イ 建築基準法の目的はユーザーである国民に建築物の安心・安全を保障することである。壁装ラベルは当該建築物の耐火性能があることを証明する。
- ロ 壁紙は下地に張られてしまえば、見ただけでその防火性能を判断する事は出来ない。ユーザーへの安心・安全のための品質表示としての役割もあるのでラベルを貼付する。
- ハ 壁紙が下地に張られてしまえば、見ただけでその防火性能を判断する事は出来ないので、現場で下地の性能を確認するために表示する。
- ニ 建築基準法により、特殊建築物の使用開始を許可するのは当該現場を管轄する消防署の上長と定められている。当該建築物が内装制限に適切に対応しているかどうかの確認作業のために、内装のラベル表示があると迅速に判断できる。
- ホ 建築基準法により、特殊建築物の使用開始を許可するのは当該現場を管轄する消防署の上長と定められている。当該建築物の避難経路の確認作業のために内装ラベル表示があると迅速に判断できる。

第3問

J I S A 6 9 0 1 石こうボードのG B - H (商品名・吉野石膏「スーパーハード」、千代田ウーテ「エースボード」) 9. 5 ミリは、大臣認定で不燃の認定

を受けている。これに不燃壁紙を張ったが、この場合の防火性能はどれか、以下の4つから1つ選んで答えなさい。

- ① 防火性能は認められない ② 不燃 ③ 準不燃 ④ 難燃

第4問

建築基準法の罰則はどの様に定められているか。以下の文章の空欄に下記の語群の中から適切な言葉を選んで文章を完成させなさい。

【建築基準法罰則の適用】

違反建築物の是正に関して、(①)を無視したり、是正を行わない場合は、建築基準法第9条1項、7項、10項に基づく、工事停止、使用禁止、除却などの(②)が出されることになります。この命令に従わない場合には、建築基準法第98条により、(③)の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる場合があります。

平成19年6月20日よりこれが厳罰化され、学校、病院、共同住宅等の(④)等に係るものに関しては、法人の場合罰金が(⑤)まで引き上げられました。

【語群】

- ・行政命令 ・1年以下 ・特定建築物・1億円 ・消防法 ・3年以下
- ・1000万円 ・特殊建築物 ・行政処分 ・刑事処分 ・勧告
- ・行政指導

第5問

不燃、準不燃、難燃の、フラッシュオーバーまでの余裕時間を述べなさい。

不燃()分 準不燃()分 難燃()分

第6問

JISA6901の12.5ミリの普通石こうボード(GB-R)の上に、同9.5ミリの石こうボードを重ねて張り合わせて下地とし、そこに不燃壁紙を張ったが防火性能はどれか、以下の4つから1つ選んで答えなさい。

- ① 防火性能は認められない ② 不燃 ③ 準不燃 ④ 難燃

第7問

J I S A 6 9 0 1 のシーリング石こうボード(耐水石膏ボード) G B - S に、準不燃壁紙を張ったが、防火性能はどれか、以下の4つから選んで答えなさい。

- ① 防火性能は認められない ② 不燃 ③ 準不燃 ④ 難燃

第8問

3 2 階建てのタワーマンションの4階部分に位置する住戸内(防火区画されてるものとする)は、内装制限を受けるか。

- ① 受ける ② 天井のみ準不燃以上とする ③ 受けない
④ 壁・天井ともに不燃とする

第9問

建築基準法の内装制限を受ける内装制限一覧表の内、制限を受けないものは以下の内どれか。

- ① 小学校 ② 劇場 ③ 病院 ④ 百貨店 ⑤ 下宿
⑥ 寄宿舎 ⑦ 自動車修理工場 ⑧ 倉庫 ⑨ 中学校

第10問

特殊建築物のうち内装制限一覧表(テキスト)1～3までの用途の建築物で、令122条又は123条の定めによって設けられた避難階段ならびに特別避難階段は、居室・廊下等の制限の定めに関わらずどのようにしなければならないか以下のカッコ内空欄を埋めて文章を完成させなさい。

建築基準法()122条又は123条の定めによって設けられた避難階段、特別避難階段は、その()も含めて()は、下地とも不燃でなければなりません。

【語群】

附室 施行令 床・壁 壁・天井 居室 施工規則

【回答】

第1問

壁装ラベル=法令名(建築基準法) 官庁名(国土交通省)
防災ラベル=法令名(消防法) 官庁名(総務省消防庁)

第2問

ロ、 二

第3問

③

第4問

【正解文】

違反建築物の是正に関して、(行政指導)を無視したり、是正を行わない場合は、建築基準法第9条1項、7項、10項に基づく、工事停止、使用禁止、除却などの(行政命令)が出されることとなります。この命令に従わない場合には、建築基準法第98条により、(3年以下)の懲役または300万円以下の罰金に処せられる場合があります。

平成19年6月20日よりこれが厳罰化され、学校、病院、共同住宅等の(特殊建築物)等に係るものに関しては、法人の場合罰金が(1億円)まで引き上げられました。

第5問

不燃(20)分 準不燃(10)分 難燃(5)分

第6問

③

第7問

①

第8問

③

第 9 問

① ⑧ ⑨

第 1 0 問

建築基準法(施行令) 1 2 2 条又は 1 2 3 条の定めによって設けられた避難階段、特別避難階段は、その(附室)も含めて(壁、天井)は、下地とも不燃でなければなりません。